

神奈川ネットワーク運動・鎌倉を代表し、議案第 107 号平成 27 年度鎌倉市一般会計予算ほか諸議案に関連し、質問をいたします。最後の質問者ということで既に行われた質問と重なる部分もあるかと思いますが、宜しくお願い致します。

国が掲げる「まち・ひと・しごと創生」は、「人口減少克服と地方創生をあわせて行うことにより、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指す」ものだとのこと。しかし、「地方創生」という言葉とは裏腹に、自治体消滅論で危機感を煽り、国の戦略に歩調を合わせられる自治体と合わせられない自治体の中で選択と集中を進め、地方分権に逆行して中央集権的な「新たな国のかたち」目指すものだ、と看破する指摘も聞こえてきています。

市長は、27 年度予算提案説明書の中で「すでに、私たちは経済成長や所得の拡大が当たり前だった価値観を大きく転換しなければならない成熟社会に移行しています」と述べていらっしゃいますが、国が掲げる地方創生が、成熟社会と同じ方向を向いているものとはとても思えません。

今回の代表質問においては、国が地方対策で掲げる地方創生ではなく、鎌倉市として地方分権と成熟社会を意識した自発的なまちづくりをめざそうとしているか、という問題意識を持って臨んでいることを申し上げて、質問を始めさせていただきます。

## 1 文書作成の徹底と公文書管理条例の制定

定番的な始め方ですが、まず、文書管理の徹底と公文書管理条例の必要性について伺います。

- ① 岡本二丁目用地問題では、土地所有者との協議の会議録を協議が整うまで作成しないという約束を交わしたため、市民の情報公開請求に対し「文書不存在の決定」がなされました。協議が決着した時点で過去に遡って会議録を作成し、土地所有者の見解と擦り合わせる、というのでは、協議の進め方が適切であったか検証することができません。行政の仕事は、できる限り速やかに文書化して残さなくてはならないことを、交渉や協議の相手にもしっかりと伝えて理解を得るよう努めるべきです。市の「行政文書事務ガイドライン」には「市の意思決定と同時に文書を作成することが困難な場合は、事後に文書を作成する必要がある」とありますが、その事案に決着がついてからでよい、という意味ではありません。

情報公開条例に照らしてどうしても公開できない部分を非公開とする一部公開決定、時限を具体的に区切りその時点までは非公開とするが、その時点になれば決定処分を見直すという「時限的な非公開」で対応すべき事案でした。文書不存在決定は、情報へのアクセスを遮断する門前払いの度合いが高く、この決定が容易になされるようでは市の姿勢が問われます。文書作成の徹底が図られるべきと考えますが、市長の御見解を伺います。

- ② また、市民の関心が高い北鎌倉駅沿いの岩塊・トンネルの開削問題では、昨年 8 月開催の第 5 回北鎌倉駅裏トンネルの安全対策協議会に道路課が提出した「平成 26 年度 7 月文化財専門委員会議事概要」について、意図的な編集が行われ、公文書のあり方が問われるとの指摘がされています。文化財課がテープ起こしをして作成した専門委員会議事録を、道路課が約 1/3 カットして議事概要として協議会に提出したものです。議事概要ということで、編集を加えることが前提であるとは言え、編集の公平性への配慮は必

要で、ある委員の発言の最後に別の委員の発言を付け足すような編集は許されません。

12月議会の建設常任委員会では都市整備部長から謝罪があったと聞いていますが、一つの部や課の問題ではありません。文書として残すことの重要性に対する認識を全庁的に深める必要があると考えますが、その意味でも文書管理条例の制定はひとつの契機になりえます。前向きに進める考えがおありか伺います。

## 2 共通番号制の導入の課題

次に共通番号制度について伺います。

鎌倉市のホームページにも、2月9日付で社会保障・税番号制度のページが開設されました。正式には社会保障・税番号制度ですが、国はマイナンバー制度という抵抗感を与えにくい名称の普及を目指しており、マイナちゃんというキャラクターまで用意しています。住民票を有する日本国民と中長期在留の外国籍の人、特別永住者の一人一人に対して唯一無二の12ケタの個人番号が付番され、全ての自治体もこの制度に組み込まれます。一昨年の番号法の成立を受けて日本弁護士連合会が会長名で出した声明は、この制度を「巨大な『ITハコモノ』となる可能性が極めて高いシステム」と断じています。

では、共通番号の導入の課題ということで、以下6点伺います。

- ① まず、鎌倉市としては2016年1月の制度開始に向けてどのような準備をしなければならないのか伺います。

(→システムのマイナンバー対応改修等※、市民への制度の周知やコールセンターの開設、特定個人情報保護評価とその公表、J-LISへの住基情報の提供、J-LISが送った紙カードが市に戻ってきた場合の対応)

※地方公共団体に求められる番号制度の導入に向けた情報システムの改修等

具体的には、①既存住基システムの改修(市区町村のみが対象)②団体内統合宛名システム等の整備③中間サーバーの導入④既存業務システムの改修など(26年度2月補正 統合宛名システム構築事業 繰越明許 691万2千円 団体内統合宛名番号=各地方公共団体において一意に特定の個人を識別する番号)。

Cf. [http://www.j-lis.go.jp/data/open/cnt/3/1282/1/H2701\\_03.pdf](http://www.j-lis.go.jp/data/open/cnt/3/1282/1/H2701_03.pdf)

- ② 次に番号の通知についてです。

市に住民票がある人全員へ個人番号が記載された通知カードを送付するのは市である、ということですが、実際には、「番号の生成」すなわち一人一人に個人番号を付す業務や、個人番号が記載された紙カードを住民票に登録された住所に送付する作業は、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)

Japan Agency for Local Authority Information Systemsが行う、ということです。しかし住民票の住所に住んでいない人は、数多くいます。高齢者で施設などに入っている方はまだ後追いができますが、DV被害などの事情があって他の自治体に転居しても住民票を元の住所に残したままの人には紙カードの通知は届きません。もともと公平に行政事務を行うという観点からは問題のある制度ですが、市としては宛て先不明で戻ってきた通知カードのフォローをするのでしょうか。

- ③ 3点目は個人番号カードの将来的な普及状況に関する質問です。紙カードにより個人番号の通知を受けたあと、個人番号カードの交付を希望する人は、顔写真同封でJ-LIS

に郵送による申請をし、個人番号カードの受け取りは市の窓口に行ってしまう。この個人番号カードは、氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報と顔写真、個人番号が記載されたプラスチック製のICカードで、本人確認のための身分証明書として使え、ICチップ機能によりe-Taxなどの電子申請にも利用できるということです。

しかし、高齢の方等がこの交付申請手続きを行えるのか、カードを取得したとしても紛失などせずに保管・利用ができるのかということについては、全く樂觀できません。市は、今年度中に策定を終える公共施設再編計画で、本庁舎・支所の再編の内容として「マイナンバー制度導入後のカードの普及状況も含めた運用状況を確認しながら、各支所の証明書発行業務の縮小、その他窓口業務の本庁舎などへの集約を検討する」としています。今後5年間の短期計画期間中の「検討」ということではありますが、カードが実際に使われる状態になっているかということまで踏み込んだ普及状況については、丁寧な見極めが必要です。市長はどのようにお考えになっているのでしょうか。カードの普及状況次第では、公共施設再編も次の段階に簡単には進めないということだと理解します。

④ 高齢の方ばかりではありません。カード搭載情報が基本4情報と、顔写真、個人番号、電子証明書のみであったとしても、個人の情報が巨大システムに集積されることへの違和感や、行政にとっては便利でも個人にとってはカードを持つ必然性がないとの判断で、カードを持ちたくないという人が多数生じる可能性もあります。国は、「添付書類の削減などで行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減される」というメリットを強調していますが、そのメリットを享受できる人とそうでない人が生じてしまいます。公平に行行政務を行うという観点からしても問題のある制度と言わざるを得ません。そうではあっても、市として公平性をはかるという立場でできることは、何でしょうか。

⑤ 5つ目。鎌倉市においては瀧澤副市長を本部長にした共通番号制度導入準備本部が組織されていますが、これまでどのような役割を果たしてきたのでしょうか。また2016年1月の制度開始後も本部組織は継続し、制度運用状況の管理や制度のあり方の検討を行うのでしょうか。

⑥ 6つ目は市の独自利用についてです。法律施行後3年をめどに、個人番号の利用範囲や用途の見直しが予定されています。番号法では、法律上の利用範囲の記載にかかわらず、「福祉・保健、医療その他の社会保障、地方税などの事務であれば、「各地方公共団体独自の番号利用範囲」については条例で定めることができる」、となっています。

また、個人番号ではなく、個人番号カードの利用を拡大することもできるとされており、政府部内では、健康保険証として使える機能を取り込む動きがあるということです。さらに、自治体との絡みでは、内閣府の特設サイトに「個人番号カードについては、住民の利便性を高める観点から、図書館の貸出カード、施設利用カード、印鑑登録証明書などに幅広く利用できるように条例の制定を御検討いただきたいと考えています」と書かれています。

しかし、共通番号制には、制度の目的、制度によって達成できることが不明瞭で、費用対効果が測りかねる一方、個人情報の保護が本当にできるのか、漏えいやなりすまし、目的外利用の危険性はないのか、といった多くの問題点があります。これらについてこ

ここで掘り下げることは致しませんが、「制度やシステムに欠陥がないこと」、「世代を問わず、一定数の市民がカードを適正に管理・活用できること」が十分に確認されるまでは、番号法で定められた最小限度の制度運用を着実に実行することが、市民の利益を守ることであり、慎重な対応こそが求められると考えます。市長はどうお考えかお聞かせください。

番号制を導入しなくてはならないのであれば、制度導入に向けての工程管理を適切に行うこと、そして市独自の利用拡大には慎重であるべきと再度申しあげて、次の質問に移ります。

### 3 市民との協働

市民協働・市民活動の推進支援について伺います。

- ① 昨年の代表質問でも、個性豊かで活力のある地域社会を作っていくには、広く市民、NPOが担い手やパートナーとして参画していくことが不可欠で、そのためには市民活動の拠点づくりの後押しが求められると申し上げました。

まず、市民活動に使える場所が市内の各地域に分散してあることは重要です。

特に予算提案の中で市長も触れていらした、「地域住民が主体となった見守り支え合う地域づくり」といった活動を広げるには、地域で人が集える場が必要です。

その一方で、様々な分野での市民活動推進のための中核的な拠点の拡充・整備も課題です。鎌倉市にはNPOセンターが鎌倉と大船の2箇所がありますが、いずれも手狭です。会議室、作業コーナー、情報コーナー、活動について相談する窓口などと共に、予約なしで打ち合わせや交流等に自由に使えるフリースペースがあれば、拠点としてさらに活用されることでしょう。ちがさき市民活動サポートセンター、藤沢市市民活動推進センター、逗子文化プラザ市民交流センター等、近隣市の施設にはいずれもこうした多目的のフリースペースがあります。鎌倉市においても市民活動の拠点となる施設の充実に努めるべきではないでしょうか。

- ② 市民協働・市民活動の推進支援に関してもう一点申し上げたいのは、条例を作って市の取組みの中にきちんと位置づける、ということです。

何でもかんでも条例にすればよいということではなく、また、理念条例に終わってしまっては意味がありません。一方で、条例でなくガイドラインや指針でよいというものではないと考えます。市民協働を、相互提案協働事業に限定して捉えるのではなく、市民協働の考えや手法を市の施策の広範な分野にゆきわたらせるためには、やはり条例制定に踏み切るべきです。

1月に鎌倉市で開催された「考えよう！『協働事業』」という、市民と市職員を対象とした研修会では、藤沢市と茅ヶ崎市の市民活動推進条例が先行事例として紹介されました。両条例共に、市民活動の推進、協働の仕組み作りと実行に向けて「何をしなければならぬか」という中身を入れ込んだものになっていました。条例化するというのは、行政が自らに責務を課すことに他ならず、その覚悟で取り組んでいていただきたいと思います。鎌倉市において協働をさらに進めていく上で、既に近隣市の多くで標準装備となっている市民活動推進条例作ることについて、市長の考えを伺います。

### 4 空き家活用

市民の様々な活動の拠点、地域の人的資源を活用した福祉のまちづくりにおいて今後

活用が望まれるのが空き家です。

- ① まず、既に同僚議員も取り上げているところではありますが、空き家の実態調査について伺います。人口減少や世帯当たりの人員が減ることで空き家の増加が都市部も含めて顕著になったことを背景に、近年多くの自治体が空き家対策条例の制定を行っています。そして国においても「空家等対策の推進に関する特別措置法」が昨年 11 月に可決しました。特措法は、先行した自治体の条例と同様、問題のある空き家の対策を中心にした内容です。放置すれば倒壊の恐れがあったり、衛生上有害となる恐れのある空き家について、市町村が所有者に対して撤去や修繕を命令、命令に従わない場合は行政代執行することもできる、とされました。「市町村は（国の）基本方針に即して空き家対策計画を定め、その作成・実施に関する協議を行う協議会を組織することができる」とも規定されています。対策に必要な費用についても財政上の措置が講じられるとのことでした。

鎌倉市は新年度において空き家実態調査を行うとのことでした。特措法の成立を受けての部分が大いだと思いますが、どのような調査を行うのでしょうか。

- ② 神奈川ネットでは、放置できない空き家の管理・対策だけでなく、まだまだ使える空き家の利活用、福祉やまちづくりへの転用の可能性についてずっと指摘してきました。特措法も 5 条で、「市町村は、空き家等と空き家等の跡地に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする」と規定しており、空き家のデータベースを整備して空き家やその跡地の活用を図ることを求めています。

鎌倉市には、空き家・空き店舗を、地域福祉などの市民活動のつどいの場確保のニーズにマッチングさせることを目指した「空き家、空き店舗等情報登録制度」がありますが、登録は進まず、特に場を提供する方の情報がありません。民間のシンクタンクのレポートによれば、2011 年 3 月時点で空き家バンクを設けている自治体は全国で 500 近くあるものの、その多くで物件登録が進まず、開店休業状態にあるとのことでした。しかし、実績を出している空き家バンクもあり、それらは登録希望者が現れるのを待つだけでなく、不動産業者や NPO、地域の協力者などと連携して物件情報の収集に努めているところだとのことでした。

昨年の代表質問の折にも紹介した一般財団法人「世田谷トラストまちづくり」は、所有者から提供してもらった空き家を地域交流の場として活用する事業を手掛けるとともに、空き家の地域貢献活用に向けてオーナー向けの相談窓口を設置したり、空き家の地域貢献活用モデル事業を募集し、採用団体の取組みを支援する活動を行っています。特措法にも空き家対策計画の策定に向けて協議会を設けることができるとあり、そこに NPO のメンバーを入れることが可能でしょう。鎌倉市においても、新年度の空き家の実態調査を踏まえて、その先の利活用を民間との連携で進めるべきではないでしょうか。御見解を伺います。

## 5 防災

次は防災です。大規模盛土造成地調査については、一昨年から調査の必要性を指摘してきたところ、新年度に調査に取り掛かると伺いました。人工地盤の脆弱さに特別の注意を払う良い決断としていただいたと思っておりますことを初めに申し上げます。

- ① まずは、なかなか具体的な取り組みが見えてこないため、度々質問している津波避難対策です。南海トラフ地震対策特別措置法の津波避難対策特別強化地域には、全国では

14 都県 139 市町村が、県内では鎌倉市を含む 13 市町が指定されています。特別強化地域に指定された市町村は津波避難対策緊急事業計画を策定することになっており、鎌倉市は昨年の 9 月議会で、計画策定のためコンサルへの外部委託の経費 296 万円の補正予算がつきました。今年度中には津波避難対策緊急事業計画が作られ、新年度はようやく地域別の避難計画の策定に取り掛かるとのことです。国庫補助率のかさ上げ等の対象となる事業のメニューは国が決めています。鎌倉臨海部の実状にあった地域別避難計画にさせなくてはなりません。隣の藤沢市では、昨年 9 月に全市的津波避難計画ができ、現在、津波浸水想定区域周辺の自治会・町内会と自主防災組織の参画により、「地域ごとの津波避難計画」の作成を進めているとのこと。神奈川県では、鎌倉市においても早い時期から関係する地域とのコミュニケーションをはかるように求めています。それはなされてきているのでしょうか。今後、地域別津波避難計画の策定をどのように行うおつもりか、伺います。

- ② 続いて、これも度々お尋ねしているがけ地対策です。昨年 10 月の台風 18 号で 108 箇所の崖が崩れ、人的な被害まで起きた横浜市では、市内に 2431 ある土砂災害警戒区域内の約 9800 箇所の崖地等について、4 か年かけて専門家による現地調査を行い、がけ崩れが発生した際に大規模な被害が予想される崖地のリストの精査をはかるとのことです。

土砂災害防止法に基づき県が指定する土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンは、「傾斜度が 30 度以上で高さが 5 m 以上の区域、急傾斜地の上の端から水平距離が 10 m 以内の区域、急傾斜地の下の端から急傾斜地の高さの 2 倍以内の区域」という要件に該当する区域を一律に指定したものであるため、災害発生危険度が非常に高いところからそれほどでもないところまで含まれています。横浜市は大きな被害が発生したことを教訓に、危険度の高いところのリストアップに乗り出したということです。鎌倉市内には土砂災害警戒区域が 414 カ所あります。ハザードマップ等で市民への情報提供もされていますが、現地調査等による、さらに詳細な危険エリアの把握が必要ではないでしょうか。

- ③ 防災の質問の最後は、避難行動要支援者の支援策についてです。

昨年度予算をとって年度内に災害時要援護者支援システムがほぼ完成したので、今年度においては避難行動要支援者名簿への登載対象者への意向確認を経て、自治会・町内会への要支援者名簿の提供へと一気に進むことを予想していましたが、実際には様々な時点での検討に時間を要し、名簿への登載対象者への意向確認は現時点では終わっていないとのこと。

要支援者名簿の必要性が周知され、要件に該当する対象者の多くが名簿登載を承諾してくれることが望まれますが、本当に大変なのはその後です。要支援者名簿の提供を受けた自治会・町内会は、名簿に登載された個々の方を誰がどのように支援するかといった個別支援プランを策定しなければなりません。市長としては何を課題と捉えていらっしゃるのか伺います。

## 6 高齢者福祉

- ① 4 月には介護保険制度が改定されます。要支援 1・2 のうち、在宅介護を支援する訪問介護（ホームヘルプ）と通所介護（デイサービス）は予防給付から外され、「総合事業」

として地域支援事業に移行することになります。総合事業は、介護予防と自立生活支援を目的として、介護保険の枠内で市の裁量で実施するもので、鎌倉市では、2017（平成29）年度に移行予定と伺っています。国は、総合事業について、介護保険の認定ではなく、「チェックリスト」の調査だけでこれまで通り利用できるとしています。自らの選択でスピーディーにサービスが受けられるようになるとのことですが、状態の変化に合わせて支援計画を見直す体制ではありません。特に認知症の初期症状において、より専門的な支援が必要な高齢者の発見が遅れ、かえって自立を損なう結果につながりかねません。継続的な介護予防ケアマネジメントが必要ですが、ご見解を伺います。

② 総合事業の実施に当たっては、日常生活圏域をエリアとして「地域包括ケアシステム」を構築し、必要なサービスが概ね 30 分以内に提供されることを目指すとしています。また、住民主体の支援や多様なサービスを効果的に促進していくとしています。鎌倉市では、自治会・町内会等の福祉活動のほかに、市民事業や NPO 団体が地域で活発に活動しています。配食サービスや移動サービス、生活支援等、地域に点在する支援主体をつなげ、有効に活用できるしくみが必要です。市は、現在 7 か所ある地域包括支援センターを 3 年間で 10 か所に増やす計画です。そこに地域コーディネーターを配置し、地域福祉の拠点としての機能を強化すべきと考えますが、ご見解を伺います。

③ また、現場では高齢化等による担い手不足が課題となっています。持続可能なサービス提供のためには、支援の担い手の育成・支援、働く条件の保障・改善も大切です。市の考えをお聞きします。

④ 地域で、高齢者も子どもも多世代が集まれる拠点を作る動きが出てきました。藤沢市は昨年 10 月から、「地域の縁側」モデル事業を市内 2 か所で開始しました。利用料は無料。コーヒー・紅茶は 100 円。飲み物・食べ物の持込 OK。世代を問わず、様々な人たちの交流の場であった昔ながらの「縁側」をイメージして、誰もが気軽に立ち寄れて、時には相談したりできるみんなの居場所を「地域の縁側（交流スペース）」とし、その活動を支援します。地域コミュニティの更なる活性化を図り、暮らしやすい地域づくりを進めていくとしています。2015 年度以降は、公募により「地域の縁側」を市内に広げていく予定と言います。

横浜市では、「地域福祉交流拠点モデル事業」で、空家を活用した多世代交流の拠点を NPO 法人が運営している事例もあります。空き家の福祉転用への期待は、先ほども「空き家の利活用」のところで述べたとおりです。

地域で顔の見える拠点事業を行うことについてご見解を伺います。

⑤ 超高齢社会に進む中、市は、人権擁護の視点を持ち、2014 年度に成年後見センターを設置しました。神奈川ネットでは市民後見人が活動するための基盤組織とすることを求めてきましたが、市民後見人の更なる養成と活用に関する市の方針を伺います。

住み慣れた自宅で自分らしく暮らすためには、介護保険制度の充実とともに、生きがい対策や介護予防が重要です。介護の社会化を進め、地域で見守り支え合うしくみをつくり、地域福祉を豊かにするまちづくりが求められています。

## 7 障害者福祉

次に障害者福祉について伺います。

- ① 障がい者総合支援法の施行に伴い、一人ひとりのサービス利用計画を作成することになりました。神奈川ネットは、計画作成に当たり、その人に合ったサービスプランとなるよう、セルフケアプランの推進、相談支援のレベルアップやチェック機能を持たせるため、市が関与できる基幹相談支援センターの設置を求めてきましたが、今後の方針を伺います。
- ② また、障がい児の放課後等デイサービス事業については、中学校区に1か所の設置を目指すと言われてきたことから、整備が進んできました。個性やニーズに合わせて、利用者が選べるように市内に多様な施設整備が必要と考えますが、いかがでしょうか。

デイサービスを利用する子どもたちと、学童の子どもたちとが交流し、互いを肯定し合える関わりを持つことが大切だと思います。

## 8 子ども子育て支援

次に子ども・子育て支援について何点か伺います。

- ① 4月から、子ども・子育て支援新制度がスタートします。新制度は、一人一人の子どもの健やかな成長を社会全体で支えるという理念に基づき、幼児教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することになっています。その中でも保育所の待機児童対策は喫緊の課題であり、鎌倉市では、0歳から5歳までの子どもの人数に対して保育の整備率を28.6%にまで高め、毎年定員を増やす努力をされています。しかし、保育所の入所希望は年々増加し、今年も709人に上り、昨年よりも66人増加して、現段階で144人が保留状態になっていると聞いています。2014年度に実施したニーズ調査に加え、保育所に入れなかった子どもの追跡調査をすることにより、就労と保育希望の実態が把握できると考えますが、ご見解を伺います。
- ② また、保育所入所に際して、きめ細かなサポートが必要であることは言うまでもなく、保育所に入った後の困ったことや不都合があった場合も併せて相談に応じられるサポート体制が必要です。保育関係専門の保育コンシェルジュ設置についてのお考えを伺います。
- ③ 新制度では、保育所の入所要件である親の就労時間の下限を月64時間に設定しました。子育て世代のライフスタイルに合わせた生き方・働き方を応援するために、64時間未満の就労でも子どもを預かれる一時預かりの拡充について状況を伺います。  
また、緊急時やリフレッシュ等、短い時間、一時的に子どもを預けられる場所が身近にあることが、子育ての行き詰まりを緩和し、安心子育てにつながります。あらゆる子ども関連の拠点で一時保育の実施を求めますが、いかがでしょうか。



④ 学童保育の不足は顕著で、議会でもたびたび指摘されてきました。また、子ども・子育て支援新制度では、6年生までの児童を預かることになりました。施設整備は、ニーズ調査の結果だけによらず、地域性を考慮し、保育園卒園児の数・子どもが小一になってからの就労希望者などの現実的な人数を把握することに努めるべきです。ご見解を伺います。

⑤ 今の鎌倉市の学童保育は公設公営で実施され、学校区も決められ選ぶことが困難です。今後の展開として、民間や市民の力を生かした個性ある学童保育を推進し、親の就労の有無に関わらず、選んで利用できるしくみに変えていくことが望ましいと考えます。運営や利用者への支援を含め、お考えを伺います。

⑥ 続いて、子どものための化学物質ガイドラインについて伺います。

子どもが長時間過ごす幼稚園、保育園、学校などの施設やその他の公共施設等で、室内の空気中に含まれる有害化学物質の濃度が高くなることによって子ども達に健康被害が起こらないよう配慮する必要性を認識した自治体の中で、子どものための化学物質ガイドラインを作る動きがあります。古くは10年以上も前に室内空気編、鉛対策編などを作った東京都、新しいところでは昨年6月に策定した大津市などの取り組みです。

シックハウスというと、建材や内装材に目が行きますが、子どもの施設での備品や室内用消臭・芳香剤、防虫剤といった家庭用品、教材やおもちゃなどにも有害とされる揮発性有機化合物VOCが含まれている可能性があります。厚生労働省は13種類のVOCについて室内濃度指針値を定めており、このうちホルムアルデヒド、パラジクロロベンゼンなど6種類については、文部科学省の学校環境衛生基準により、定期検査や新築・改築時の室内濃度測定を実施するよう定められています。しかし、検査以前の対応として、日常的な点検や、リスクを軽減する方策などがされなくてはなりません。

鎌倉市は、環境基本計画の中で「化学物質を含む製品等について、正確で適切な情報開示を徹底し、有害な化学物質はできるだけ使用せず、もし使用する場合でも環境中への排出を抑える必要があります。(中略)本市はこのような化学物質を適正に管理し、安全に活用することを目標とします。」とうたっており、「目標を達成するための指標」の一つに「揮発性有機化合物(VOC)排出量の削減」を掲げています。この姿勢をさらに進めて、大人よりも化学物質の影響を大きく受ける子どもに配慮した化学物質対策ガイドラインを作ることは大変意義があることと考えますが、いかがでしょうか。

## 9 若者支援

① 次に、生活困窮者自立支援法に関して伺います。支援法は、生活保護に至る前の段階で自立を支援する「第2のセーフティーネット」と期待されて成立しました。4月から、この法律に基づく福祉事務所設置自治体の必須事業として「自立支援相談事業」と「住居確保給付金の支給」の2つの事業がスタートします。その他の任意事業として、平塚市は学習支援、横浜市、川崎市は学習支援と就労準備支援を実施しています。子どもの貧困率は全国的な高まりを見せており、鎌倉市においても就学援助金の受給率は、ここ10年で倍増している現状です。貧困の連鎖が生じないように、学習支援・就労準備支援を早期に始めるべきと考えますが、ご見解を伺います。

② また、支援対象で注目すべきは若い世代です。若者を取り巻く労働環境は厳しく、総務省の調査では昨年末には非正規雇用が 2100 万人を超えました。卒業後、初めて就く仕事が非正規雇用である割合は 39.8%にも上っています。年収 200 万円以下の給与所得者も 25%近く、非婚や少子化傾向が加速しています。また、ニートは約 60 万人、引きこもりは 26 万世帯で、大卒であっても 7.7%が貧困、高卒者や高校中退、中卒ではさらに貧困率は高まります。神奈川ネットでは、ひきこもりや社会になじみにくい若者について取り上げてきました。鎌倉市における引きこもりの人数は、総務省が出した推計から割り出し、700 人と推計しています。湘南若者サポートステーションの登録人数も 160 人になっています。親が現役で働いている間は問題が表面化しませんが、彼らは将来困窮する可能性があります。年を取ってから生活困窮者になり、生活保護に移行するのを見過ごすのではなく、柔軟に考えトレーニングできる若い間に、自立に向けての生活支援や就労支援を行うことは重要です。市はこれまで、サポートステーションと連携したセミナーの開催や、NPO に委託した社会的企業の発掘を行ってきましたが、今後の具体的な対策について伺います。

③ 若者を社会に送り出しても、受け入れる社会に問題がある場合があります。近年、若者の使い捨てを繰り返すブラック企業が問題視されています。長時間の不当労働を強要され、上司から嫌がらせをされる等で、若者が心身ともに傷つき、会社を辞めざるを得なくなるといったケースが後を絶ちません。ブラック企業やブラックバイトから身を守るノウハウを身につけることは大切です。中学生・高校生段階で労働法を基にした学習や、現代の社会情勢から課題を捉え、解決する力を付ける学習が必要と考えます。教育長の答弁を求めます。

引きこもりの子ども、若者、一貫した対策が必要です。また、ブラック企業やブラックバイト等、若者を取り巻く問題は、多岐にわたります。税の視点、労働教育、障害、基本的な生活環境、社会とのかかわり、就労など幅広い分野が関係します。市のみならず広域的な連携も必要です。持続可能な市政運営のためにも、若者支援について専門的に取り組む担当を設置することが望ましいと考えます。

## 10 予防接種

① 次に予防接種について伺います。

現在は、出生後 2 か月から予防接種の過密なスケジュールに追われ、保護者は様々な不安を抱えています。同時接種、単独接種、接種期間の開け方、病院選び等、勸奨の情報だけでなく幅広い情報提供が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

② 接種前の不安と、接種後の体調変化等の不安を抱える場合もあります。専門的な相談につなぐ前の、気軽に相談できる窓口が必要だと思いますが、どのようにお考えか伺います。

予防接種の被害は、子宮頸がんワクチンのように接種後時間が経ってから現れる場合もあります。気がついたことをお知らせいただく窓口を設置することは、被害の早期発見につながるとともに、さらなる被害防止や次の接種に対する不安解消につながると考えます。

## 11 ごみ

- ① さて次に、ごみ問題について伺います。1月15日から廃プラスチックの回収が始まり、早速トラブルが発生しています。鎌倉市民は、分別が始まったらちゃんと分別して出そうという気持ちを持って取り組んでいます。しかし、市民に廃プラスチックの種類が周知徹底されておらず、せっかく出されても、資源の対象ではなく回収されず残されているというケースが散見されます。4月からは家庭の「燃やすごみ」と「燃えないごみ」の有料化が始まります。回収されなかったプラスチック製品は、燃やすごみとして有料袋に入れて出すこととなりますが、誰がフォローするのか、地域で、マンションで、すでに問題になっています。有料化になれば、ごみ出しは個人の責任であり、ルール違反についてはステーションのお互いさまは通用しなくなります。個別具体の課題に、市がどこまで対応されるのか、詳細についてはしかるべき場でお尋ねすることにします。

では、戸別収集モデル事業について伺います。2015年度も引き続きモデル事業を実施し、有料化を踏まえた検証をすることでしたが、全市実施の判断はどのように行うのか伺います。

- ② また、戸別収集を行う場合、車両の調達・人員の見通しはどのようにお考えでしょうか。

- ③ 2015年度は、名越クリーンセンター1か所での焼却になります。年間焼却量を3万トン以下にしなければなりません。市が試算した見込みでは、有料化を実施しても3万1637トンで、オーバーしてしまいます。景気が好転すればごみの量も増えます。戸別収集を行わないことになった場合、モデル地域のごみの量は事業実施前に戻り、燃やすごみが増える予測もできます。また、戸別収集の全市実施を決めたとしても、車両や人員確保が難航することが想定され、2015年度の全市実施は困難です。行き詰った状況を打開するため、ごみ焼却量を3万トン以下とする施策と見通しについて伺います。

- ④ 有料化実施のために市民が支払う指定ごみ袋の購入費は、ごみ袋の作成費他、必要経費が約1億円。残りの2億5000万円は市の収入となります。この用途は、市長は新焼却炉の建設基金に積み立てるとしてありますが、戸別収集を全市実施することになれば大きな経費負担は避けられず、積立どころではなくなります。費用対効果も悪すぎます。戸別収集を断念した場合は、3万トン以下にはならず、結局他所にお願いするしかなくなり、新たな経費負担が発生します。いずれにしても時間の経過とともに経費負担も増額していきます。新焼却炉の計画を早く進めたいところですが、4候補地選定の報告も住民への配慮に欠け、こじれてしまっています。新焼却施設建設に向けて、市長はどのように進めていかれるつもりなのか、答弁を求めます。

- ⑤ さて、40年稼働させてきた今泉クリーンセンターの古い焼却炉は、ようやく今年度を最後に停止することになりました。地域住民をはじめ、これまで鎌倉市の生活環境整備審議会に関わった先生方にも朗報になったと思います。煙突も含め、焼却施設解体についてご答弁をお願いして、ごみ問題については終わります。

## 12 緑地保全、まちづくり

- ① 風致公園としての開園を目指し、用地の取得が進められている「(仮称)山崎・台峯緑地」に連なる北鎌倉・藤源治の斜面緑地の開発については、2011年春以来、事業者の進め方の是非を巡って議会でも度々問題にされてきました。昨年11月、1000㎡をわずかに下回る宅地1区画とそこに至る幅員約4.5m、長さ約73mの道路の開発行為が完了しました。その両側の斜面緑地が連鎖的に宅地造成される懸念については当初から指摘されていましたが、まさに現在その懸念のとおりになっています。事業者は、接道要件から一度に1000㎡未満の開発しかできないところ、「宅地1区画と至る道路」の開発行為の完了をもって、当該の土地を1団の土地ではなく道路によって2分された土地であるとして、3区画470㎡と6区画999㎡、合わせて約1500㎡の宅地開発をめざし、本年1月16日と27日に、まちづくり条例に基づく「中規模開発事業土地利用方針届出書」を提出しています。

鎌倉市は、2012年4月1日に、小規模連鎖開発を2年の間をおかないとできないものとする改正まちづくり条例を施行させました。しかし、事業者は当該地の開発についての「開発事業における手続及び基準等に関する条例」の条例適合審査申請を改正条例施行のわずか5日前の3月27日に行いました。その後、市が当該地の南側の土地を取得したことから、事業者は開発計画を見直すことになりました。しかし、見直しによって事業者が行ったのは、開発事業変更申請で、市はこの「変更」を2013年6月に許可しています。そのため、昨年11月に完了した開発行為の実質的な起点が改正まちづくり条例施行から1年以上も経ったこの2013年6月であるところ、改正条例施行の直前に滑り込みで行われた条例適合審査申請がそのまま有効となり、連鎖開発が可能となりました。

先月届出のあったその新たな開発計画については、まちづくり条例の所定の手続きに入ったばかりの段階ですが、工事の完成に向けての事業者の性急な進め方に対し、近隣住民の間で懸念する声が再び高まっています。

以上述べました経過については、まちづくり条例および手続き条例に照らして違反があったとは言い難いものです。しかし、当該地は台峯に連なる北鎌倉の景観保全の上で貴重な緑地であった場所であり、改正まちづくり条例が適用されなかったのは、今更ながら残念です。これからなされる開発行為は、急斜面に盛土をする宅地造成であり、現場に至る道路も大変狭い急坂です。防災面、周辺の住環境への影響においても今後様々なリスクが考えられます。

先にも述べましたとおり、市は2012年にまちづくり条例を見直して、連鎖開発を防ぐ規定を盛り込みました。また、昨年にも条例改正を行い、これまで条例に基づく開発事業の手続の適用を除外してきた自己用住宅を目的とした大規模開発事業又は中規模開発事業についても、条例の規定に基づく手続を適用するようにしました。

条例の趣旨が生かされるよう見直しの努力を重ねていることは評価に値すると思います。しかし、藤源治の開発に見られるような事業者の巧妙な手法を前にすると、今後新たな対処が必要とされる開発手法に対しては、条例を生かすことに積極的な姿勢が求められるとともに、条例の見直しといったことも十分考えられます。市長はどのようにお考えでしょうか。

② 続いて、少し角度を変え、現行の条例の規定をもっと活用することについて伺います。2014年4月施行の現行のまちづくり条例に新たに盛り込まれたのは、小規模連鎖開発の防止規定ではありませんでした。条例第45条、これは専門家の派遣について定めたものです。「市長は、大規模開発事業及び中規模開発事業の説明会その他規則で定める場合に、専門家を派遣することができる。」とあります。しかし、これまでに開発事業の説明会に専門家を派遣した実績はないようです。藤源治のケースについての説明会でも専門家の同席はありませんでした。

また、43条は、まちづくりを支援する機関の設置について定めたもので、「市長は、市民参画によるまちづくりの推進を支援する機関を設置することができる」とあります。この「機関」は、条例改正大綱のパブリックコメントの時点では（仮称）「まちづくりセンター」となっていました。が、条例の文言ではこの名称は使われませんでした。パブコメに対する「市の考え方」を示した中では「具体的な内容等、同センターのコンセプトや運営方法、機能等については、条例施行後に市民や学識者等で構成される委員会等を設置して検討する方向で考えている。」と書かれていますが、条例に「できる」規定として盛り込まれたものの、現在に至るまで設置されておられません。

43条の規定は簡略なもので、「市民参画によるまちづくりの推進を支援する機関」としかありません。「まちづくり市民団体」による「自主まちづくり計画」の策定支援に限らず、鎌倉に残された貴重な緑地や景観を損なう開発を未然に防ぐ調整活動を担う機関も範疇に入るとの解釈が可能です。自らの居住地域に残る緑地の良好な保全を図りたいと考える住民が、開発計画が起こる前からその方策を探る支援をする、緑地等の所有者が相続などで緑地を手放そうとする時、開発事業者等とコンタクトを取る前に相談に乗る、そうした支援機能、調整機能を有した機関を設けることは、まちづくり条例の趣旨に至極適ったものであると考えます。先見性のある規定を条例に盛り込んだのに実態がないのは惜しいことです。市が抱え込むのではなく、市民協働のスタイルで模索していってはどうでしょうか。

空き家の利活用のところでも触れた一般財団法人「世田谷トラストまちづくり」は、都市緑地法に基づく「市民緑地契約」の制度の運用も担っており、鎌倉市の約1.5倍の面積の世田谷区内には、市民緑地が13カ所もあります。この制度は鎌倉市でも6年前から始まっていますが、市民緑地は今のところ市内3カ所に止まっています。「世田谷トラストまちづくり」は「市民参画によるまちづくりの推進を支援する機関」のひとつの参考例ではないか、ということをお願い添えます。

### 13 携帯電話中継基地局

2010年4月に施行した鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例は、携帯電話等の事業者が市内で中継基地局を設置しようとする際、計画の概要を事前に、基地局の高さの2倍の範囲の近接住民に説明すること、近接住民が属する自治会・町内会を代表する者に説明し、周知に努めること等を規定するものです。また、事業者は、当該地縁団体から説明会の開催を求められたときは説明会を開催する、とされています。

しかし、条例施行後、事業者による周知が限られた範囲にしか及んでいないことが明らかになり、昨年4月1日付で条例施行規則の一部改正が行われました。改正点は、「事業者は必要に応じ、地縁団体に中継基地局の設置計画に関する概要の説明及び周知に必

要な資料を提供するものとする」との規定を追加したことで、市は「これにより手続きをより明確にした」と説明しています。

施行規則改正の趣旨は、事業者による計画の周知が限られた範囲にしか及んでいない実態の改善にあったと理解しますが、規則改正によって何がどう変わったでしょうか。お答えください。

昨年も旧鎌倉の閑静な住宅街で基地局設置計画が持ち上がり、予定地の隣接住民の方の呼び掛けで、計画の撤回を求める署名が短期間に近隣エリアだけで 300 筆超集まりました。日常的に携帯電話を便利に使っていても、自宅近くに携帯基地局が立つことへの不安は別問題です。近隣の住民が知らないままに携帯基地局が立つことがないように条例の運用が行われることを求めます。

#### 14 国の地方創生交付金による市の施策

次に地方創生ということで設けられた新たな交付金の事業について伺います。代表質問の冒頭で国が掲げる「まち・ひと・しごと創生」について触れましたが、国のあり方が大きく変わってしまうかもしれないこの事業においては、すべての都道府県及び市町村は、2015 年度中に「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」の策定に努める、とされています。それに先立って国から自治体に交付されるのが「地域住民生活等緊急支援のための交付金」です。このお金は、2014 年度中に予算措置をすることが交付の条件であるため、全国の自治体が 2 月に補正予算を上程し、次年度への繰越明許の手続きを行っています。鎌倉市においても地方総合戦略策定事業他 3 件が示されました。

「地域住民生活等緊急支援のための交付金」。何をもって緊急なのか。政府の都合において「緊急」だとしか考えられませんが、交付対象は、「地域消費喚起・生活支援型」と「地方創生先行型」に分類され、それぞれの事業メニューが示されています。国の説明には、「基本的には地方公共団体が目的に適う施策を実施できる」とありますが、国の方針決定から補正予算案の議会提案までの大変短い期間に自治体が目的に適う独自の施策案を組み立てるのは全く無理な話で、どの自治体も国が示したメニューの中から事業を選択しているものと思われます。

- ① 地域住民生活等緊急支援のための交付金の「地域消費喚起・生活支援型」の分類で、鎌倉市が取り組もうとしているのが、「スーパープレミアム商品券」の発行です。鎌倉市では過去 2 回にわたりそれぞれ 4 千万円を当てて同様の事業、「プレミアム商品券」の発行を行ってきました。この事業については、これまでも地域経済への波及効果等の検証が難しい、という指摘を致しました。日常的に現金やカードで購入する商品やサービスを、商品券で購入しているに過ぎなければ消費の拡大にはなりません。「日常的には買い控えているものをプレミアム商品券で 10%の割増があるから買った」という消費行動がどれくらいあったのか、把握するのは実際には困難であったと考えますが、市長はプレミアム商品券事業の経済波及効果の検証ができたとお考えでしょうか。また、今度の頭に「スーパー」が付いた新事業が地域における消費喚起に効果が高い事業であると認識されているのかについても伺います。

- ② 次に、交付金の交付対象のもう一方、「地方創生先行型」についてです。この分類では、地方版総合戦略の策定事業が必須事業に位置づけられているとのこと。国は、自治体が「地方版総合戦略」を策定・実施していくに当たり必要と考えられる支援策を、「政

策パッケージ」の形で提示しており、本当に手取り足取りという印象です。鎌倉市はこの他に保育所等の備品購入事業と市内に Wi-Fi の接続環境を整備する事業を 2 月補正にあげましたが、この 2 つは先行的な事業という位置づけで、今後の施策・事業の展開は、これから作る「鎌倉版総合戦略」の中に入れ込んでいくとのこと。

鎌倉版総合戦略の策定に当たっては、国から示されたメニュー等から選べば足りる、とするのではなく、鎌倉市の将来ビジョンと実情に沿って、可能な取り組みを積み上げていく形で取りまとめるべきであると考えますが、市長は鎌倉版総合戦略をどのように捉えていらっしゃるでしょうか、伺います。

国が定めた枠組みに沿うように進めるために、自治体の事務量がいたずらに増大することも懸念されます。地方が創意工夫を発揮するには大胆な財源移譲こそが求められます。国が設けた枠組みにそって頑張るならお金を付け、様々な支援もしますという国の発想は全く逆行しています。交付金が充てられるとは言え、市においては、やってもやらなくても変わらないような無駄な事業を行うことにならないよう、庁内の連携を強めて多面的な検討を進めてください。

## 15 交通政策

次に交通政策です。ロードプライシングについて 1 点に絞ってお尋ねします。

市長は 2 期目の任期中に、ロードプライシングの社会実験の実施にまで持っていく意向を表明されています。交通計画検討委員会において、2013 年 10 月から検討が重ねられています。検討委員会には下部組織として専門部会が置かれていますが、今後さらに学識経験者や、国・県の関係行政機関による特別委員会を設けて法制度や課金制度に特化した検討を進めるとのことです。

検討委員会の委員からは、「一般道での課金が法的に実現可能なのか否かの確認がまず必要だ」という意見が当初から上がっていたと聞いています。法定外目的税と構造改革特区を組み合わせるなどして法的な面をクリアしていくという案を検討していくことになるようですが、まずは法的な面での実現可能性の判断が必要だという委員の御指摘は、まさにそのとおりです。

自治体が条例で定めた独自課税について違法と認めた判例に、松沢前知事の時に神奈川県が独自に制定した「臨時特例企業税」条例を違法だとして、いすゞ自動車が起こした訴訟があります。敗訴した県は、約 1700 社から徴収した約 480 億円に利息を付けて約 635 億円を返還することになりました。金額の規模は異なるとはいえ、これに似たような事態に陥ることがないように、特別委員会において綿密な検討がなされることが不可欠です。市長はどのようにお考えでしょうか。

昨年 11 月から交通計画ニュースを発行し、市民に計画を伝える努力をしていることは評価致しますが、ロードプライシングという施策が市民に支持されているかどうかの把握も必要です。

## 16 新教育委員会制度

最後に、新教育委員会制度についてです。

- ① 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正する法律の今年 4 月 1 日からの施行を受けて、新教育委員会制度に移行します。まず、新制度の運用に当たって、

市民への情報公開・会議公開が徹底されるかどうか伺います。「市長と教育委員会からなる総合教育会議」および「新制度における教育委員会議」においては、従来の教育委員会議と同様の公開度が維持されるでしょうか。

- ② 改正法では、教育に関する「大綱」を首長が策定することになっており、鎌倉市でも2015年度中に総合教育会議において策定するという答弁が12月議会でありました。昨年7月の文部科学省の都道府県知事、都道府県教育委員会等への「通知」には、この大綱の記載事項について、「主として、(中略) 予算や条例等の 地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられる」と書かれています。一方、「大綱には、地方公共団体の長の権限に関わらない事項(教科書採択の方針、教職員の人事の基準等)について、教育委員会が適切と判断して記載することも考えられること。」ともあります。

要は、大綱に記載するのは、市長の権限に関する事項についての目標や大きな方針だと想定され、教科書採択の方針、教職員の人事の基準等 市長の権限に関わらない事項を記載することも考えられるが、それには教育委員会が適切だと判断することが必要である、というのが国の考えです。この棲み分けについて、よく整理して大綱の策定に臨んでいただきたいと思います。

教科書採択については、あくまで教育の現場の意向を尊重することが、質の高い教育につながり、枠をはめるような方針を設ける必然性は乏しいと考えます。大綱づくりは、今後総合教育会議において進められることは承知していますが、現時点での市長の考えをお聞かせください。

- ③ 同様に、全国学力・学習状況調査の結果の公表についてですが、文科省の通知には、「全国学力・学習状況調査の結果の公表については、その実施要領により、市町村教育委員会は、それぞれの判断に基づき、当該市町村における公立学校全体の結果や当該市町村が設置管理する学校の状況を公表することが可能であることから、市町村教育委員会が当該市町村の大綱に記載してもよいと判断した場合には、大綱に記載することもあり得ると考えられる」という書かれ方になっています。要約すれば、教育委員会判断の マターである点については、従来と何ら変わらない、ということですが、市長はどうお考えでしょうか。

全国学力・学習状況調査の目的は、児童生徒の学力・学習状況を分析することにより、成果と課題を把握し、その改善を図ることであり、学校教育の場での指導の改善・工夫に活用することに意味があります。調査結果の概要を掲載する市のホームページには、「本調査により測定できる学力は、あくまでも特定の一部であることや学校における教育活動の一側面にすぎず、子どもたちの学力の全てを表すものではありません。」とあります。このようなバランス感覚が、新教育委員会制度の下でも発揮されることを期待いたします。

新教育委員会制度の下であっても、教育の方針が首長が交代する度に変わって、子ども達や学校が振り回されるようなことがあってはならず、教育の中立性が尊重されるべきと考えます。



最後に結びとして、冒頭において触れた「まち・ひと・しごと創生」戦略に戻ります。国の言う地方創生が、鎌倉市のような東京首都圏にある自治体をどのように考えているのかわかりにくいところでもあります。また鎌倉市は、とにかく人口が少しでも増えればよい、という自治体でもありません。市長は成熟社会という言葉が使われていますが、最近では「定常社会」というコンセプトも認知度が広がっています。鎌倉市の将来像は鎌倉市の文脈でじっくりと形作っていかねばならないところ、国の求めにより1年程度で「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」をつくるというのはいかにも窮屈な話ですが、鎌倉市の文脈でうまく読み替えていくしかないと考えます。

さらにもうひとつ付け加えます。去年の代表質問は、厳しい局面でも市民と向き合う鎌倉市政となっているか、ということ念頭において行いました。今、新焼却炉の用地選定が厳しい局面にあり、進捗が見られない中、たとえ厳しくても市民としっかり向き合っていますか、と再び問わなければならないことは、大変遺憾とするところです。

以上で登壇しての質問を終わります。